

## 学校現場における教育職員の働き方改革について

令和2年2月20日  
教育人材開発課

## 1 国の動向

給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の一部改正(令和元年12月11日公布)

- ・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」への格上げ(令和2年4月1日施行)
- ・休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の適用(令和3年4月1日施行)

「指針」(文部科学省告示)を踏まえて、服務監督を有する教育委員会では上限方針を教育委員会規則等で定め、令和2年4月から適用することとされた。

## 【指針の概要】

一か月の時間外業務時間 45 時間以内

年間の時間外業務時間 360 時間以内

児童生徒等に係る臨時の特別な事情による場合は月100時間未満、年720時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで)

## 2 本県の現状

平成30年3月に「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務が月80時間を超える教職員の解消と、令和2年度実績で平成29年度比時間外業務25%削減を目標として設定。平成31年3月には、「業務の削減・見直し」と「部活動の在り方の見直し」を本年度の重点取組事項とする改訂を行っている。

## &lt;時間外削減目標値&gt;

平成30年度:10% 令和元年度:15% 令和2年度:25% 平成29年度比

平成30年度実績において小学校では目標達成、その他校種については目標未達成ではあるが、全体的には一定の削減が図られていると評価。

給特法改正を受けて、国指針に基づく本県方針策定に向け、令和元年度中に条例改正や規則制定等の予定である。(各市町村教委においても策定予定)

併せて、上限方針を踏まえたカイゼンプランのあり方について検討を行う。

## 3 今年度の取組

カイゼンプランに定める柱となる取組(意識改革・業務削減・システムの活用・部活動の見直し・外部人材の活用)を継続して進めた。

業務削減等の取組を県内に展開、部活動ガイドラインの遵守。

夏季休業中の対外業務停止日の設定を推進し、業務削減の意識を高め、休暇の取りやすさを促進した。

平成30年度に続き、令和元年度も教員の事務的作業を補助する教員業務アシスタントや、単独の部活動指導が可能な部活動指導員の増員を行った。

## 4 課題と今後の取組

小学校については、学級担任の空き時間の少なさが大きな課題であり、事務的作業の軽減や業務の削減が必要。令和2年度に向けて、人事配置の工夫や、学校行事や会議等の見直し等によるさらなる業務削減を検討する。また、教員業務アシスタントについては、さらに配置人員の増を予定しており、各市町村立学校、教員業務の見直し等にも活用。

中学校・高等学校については部活動指導が時間外業務の大きな原因であり、令和2年度は部活動指導員の増員を行うとともに、抜本的な対策が必要。

業務削減の取組として、地域や保護者の理解をいただきながら勤務時間外における留守番電話のメッセージ対応等も検討。

# 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

平成 30 年 3 月  
(平成 31 年 3 月改訂)

鳥取県教育委員会

# 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

## ～時間のゆとりは心のゆとり 「自ら変革」～

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化とともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

### 目的

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

### 目標

- ①時間外業務が月80時間を超える長時間勤務者の解消※  
②月当たりの時間外業務・平成29年度比25%削減(平成32年度実績で達成)  
<現状>月1人当たりの時間外業務【平成29年度】

小:54.1時間 中:66.9時間 高:26.8時間 特:13.3時間

(小中学校は9月勤務実態調査、高等学校及び特別支援学校は年間実績)

※ 事務職員等については36協定により別途定める。

#### <スケジュール>

年 度	H30	H31	H32
月1人当たりの時間外業務	10%減	15%減	25%減

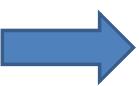
### 学校業務カイゼン活動取組内容

1. 時間管理意識保持の徹底



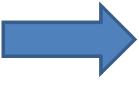
削減の目安(全校種)  
7.5時間／月  
(1日当たり約30分)

2. 業務の見直し・削減



削減の目安(全校種)  
3.5時間／月  
(1日当たり約15分)

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進



削減の目安(小・中)  
10時間／月  
(1日当たり約40分)

4. 部活動の在り方の見直し



削減の目安(中・高)  
6時間／月  
(土日のうち1日)

5. 外部人材の配置



削減の目安(小・中・高)  
1時間／月

## 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

### 1. 時間管理意識保持の徹底

#### ① 早期退勤に関する取組の徹底

- ・教職員各自が月1回設定する「帰ら一Day」（定時退勤日）の取組を徹底します。
- ・会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、取組を徹底します。

#### ② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・教職員いきいき！トップセミナー、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修を行います。

#### ③ 長時間勤務者への管理職員による面接指導の実施

- ・時間外業務が月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面接指導を実施するとともに、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

#### ④ 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進

- ・全校種の校長や市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について、全県的な視点で検討します。
- ・外部講師の指導等も受けながら、教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めています。

### 2. 業務の見直し・削減

#### ① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・業務の削減に向けて、学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
- ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

#### ② 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合などの見直しを行います。

#### ③ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・学校ルールブックの作成など、県立学校の学校カイゼン推進校や小中学校におけるモデル校での取組事例の横展開を推進します。
- ・負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、事例集を作成するなど、全県展開を行います。

### 3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

#### ① 学校業務支援システムの有効活用

- ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入する学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。

#### ② 既存データファイルの共有・活用

- ・共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようにします。

## 4. 部活動の在り方の見直し

### ① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

：週2日（平日少なくとも1日、土日のうち少なくともいずれか1日）

高等学校：原則週1日以上（土日のうちいずれか1日）

- ・1日の活動時間は、中学校については、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度、高等学校については、原則として、長くとも平日3時間程度、休日4時間程度の活動を限度とします。  
※特別支援学校の中学校、高等部についても同様とします。

### ② 部活動指導者研修会の開催

- ・部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

## 5. 外部人材の配置

### ① 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする非常勤職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

### ② 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

### ＜参考＞

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めています。

#### ・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

#### ・「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村（学校組合）立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会、校長会との協働により策定（平成28年2月）。

#### ・「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、運動部活動が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成30年12月）。

#### ・「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、文化部活動が生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成31年3月）。

## 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン 平成31年度重点取組事項

鳥取県教育委員会では、学校業務カイゼンプランにおける取組内容として、5つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、平成31年度の重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

学校全体で取組を進めていくためには、各教職員が自らの働き方を見直そうとする意識改革が必要であり、そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、校内での取組の方向性について職員会議等で共通理解を図るとともに、全教職員が具体的な取組のアイディアを出し合いながら、また、全教職員が取組の成果を感じられるよう、小さなことでも「カイゼン」の成果をフィードバックしながら進めることが重要です。

### 【平成31年度 重点取組事項】

#### 【全校種】

##### カイゼンプラン 取組2. 業務の見直し・削減

###### 取組例⇒進め方

- 夏休み期間のプール指導、陸上等の早朝練習の指導等の見直し
  - 運動会等の過剰な準備の見直し、種目の精選
  - 形式的な研究指定校としての業務、研究発表事業等の見直し
- ⇒各校で行事や校務分掌を一覧化するなどして、優先順位の低いものについて、各校1つ以上の業務削減を計画・実施
- ⇒教育委員会が集約し他校の事例を横展開するなどPDCAサイクルを推進

#### 【中・高】

##### カイゼンプラン 取組4. 部活動休養日、活動時間遵守の徹底

###### 取組例⇒進め方

- 各校で作成した活動方針に基づく部活動の推進
    - 中学校：毎週水曜日と日曜日を休養日に設定。
    - 高等学校：毎週日曜日を休養日に設定。  
メリハリのある練習で短時間で効率の良い活動を実施。
- ⇒複数顧問体制、部活動指導員の単独指導等、顧問の交代制を推進
- ⇒各部における年間活動計画の作成、教育委員会による是正指導
- ⇒休養日、活動時間の遵守状況に係る調査により取組状況を確認

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

### 趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

### 概要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

#### ※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

### 施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

## ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めるもの。

## ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園  
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

## ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

### <基本とする時間>

○在校している時間

### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

## ○上限時間

- ①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、  
1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内  
(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6ヶ月まで)

## ○教育職員の服務を監督する教育委員会が講すべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。  
－在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。  
－終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

## ○留意事項

- (1) 上限時間について  
・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。  
・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。
- (2) 虚偽の記録等について  
・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあることはならない。
- (3) 持ち帰り業務について  
・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。
- (4) 都道府県等が講すべき措置について  
都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 文部科学省の取組について  
文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

## ○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。